

台灣税務および投資法令 アップデート

2019年11月

所得税法

「営利事業の自由貿易港区(FTZ)における物品購買、輸入、貯蔵または運送に係る法人税の課税免除規定」改正案

交通部・財政部が2019年10月9日に「営利事業者の自由貿易港区(FTZ)における物品購買、輸入、貯蔵または運送に係る法人税の課税免除規定」改正案を公布しました。

根拠法	2019年1月16日に改正・公布された「自由貿易港区設置管理条例」第29条および「国際空港園区発展条例」第35条。																							
免除条件	(一)台湾内で 準備的または補助的活動のみを行い 、(二)自由港区内で 物品の購買、輸入、貯蔵または運送業務に従事する 営利事業者は、その物品販売による所得については、法人税が免除される。																							
課税免除適用期間(期限)	<ol style="list-style-type: none"> 2019年度の法人税決算申告より適用し、免除期限は原則として5年間とする。 改正前にすでに申請し許可を得ている場合は、免除期限は最長2021年12月31日まで。 																							
準備的または補助的活動の審査	<ol style="list-style-type: none"> 実質的管理の場所(PEM)が海外にあることが判断の原則であり、次に業務内容により判断する。 台湾内で行う業務活動(実行する機能、負担するリスクおよび使用する資産を含む)に限られ、台湾内外での全体の業務活動から見て中核的ではなく、かつ必要および重要ではない業務であること。 																							
物品購買、輸入、貯蔵または運送業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>購買、輸入</th> <th>FTZに貯蔵</th> <th>販売後、顧客へ運送(注1)</th> <th>販売対象</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>販売業務</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買</td> <td>台湾内の物品を購買(台湾内外の荷主を含む)</td> <td>貯蔵または運送中に必要とされる、保存、分類、等級区分、小分け、包装、ラベルの貼り直し、切り分け等、物品の性質を変えない作業を含む</td> <td> 1. 台湾外で販売する または 2. 台湾内で仲介人、代理店または代理人を経由して販売する </td> <td> 1. 台湾外の顧客 2. 台湾内の顧客-限定的に適用(注2) 3. 個人ではない </td> </tr> <tr> <td>輸入</td> <td>台湾外で自社製造または購買した物品</td> <td>上記と同じ</td> <td>上記と同じ</td> <td> 1. 台湾外の顧客 2. 台湾内の顧客 3. 個人ではない </td> </tr> </tbody> </table>					購買、輸入	FTZに貯蔵	販売後、顧客へ運送(注1)	販売対象				販売業務		購買	台湾内の物品を購買(台湾内外の荷主を含む)	貯蔵または運送中に必要とされる、保存、分類、等級区分、小分け、包装、ラベルの貼り直し、切り分け等、物品の性質を変えない作業を含む	1. 台湾外で販売する または 2. 台湾内で仲介人、代理店または代理人を経由して販売する	1. 台湾外の顧客 2. 台湾内の顧客-限定的に適用(注2) 3. 個人ではない	輸入	台湾外で自社製造または購買した物品	上記と同じ	上記と同じ	1. 台湾外の顧客 2. 台湾内の顧客 3. 個人ではない
	購買、輸入	FTZに貯蔵	販売後、顧客へ運送(注1)	販売対象																				
			販売業務																					
購買	台湾内の物品を購買(台湾内外の荷主を含む)	貯蔵または運送中に必要とされる、保存、分類、等級区分、小分け、包装、ラベルの貼り直し、切り分け等、物品の性質を変えない作業を含む	1. 台湾外で販売する または 2. 台湾内で仲介人、代理店または代理人を経由して販売する	1. 台湾外の顧客 2. 台湾内の顧客-限定的に適用(注2) 3. 個人ではない																				
輸入	台湾外で自社製造または購買した物品	上記と同じ	上記と同じ	1. 台湾外の顧客 2. 台湾内の顧客 3. 個人ではない																				

注 1：台湾外の顧客への運送は、当該顧客の台湾内にある貯蔵場所への運送または台湾内の加工・製造用を含む。台湾内の顧客への運送は、当該顧客の台湾外にある貯蔵場所への運送、または台湾外での加工・製造用を含む。

注 2：台湾内で購買し台湾内の顧客へ販売する場合は、以下の物品に限り免税可能。

(1) その他の営利事業者(台湾内で準備的または補助的活動のみを行う)から輸入した物品であり、自由貿易港区に貯蔵し、かつ物品の性質を変えない場合。

(2) その他の営利事業者が台湾内で生産・製造した後、自由貿易港区事業者へ販売する物品であり、かつ加工後に買い戻して輸出することを約定している場合。

PwC 台湾の見解：

1. 公布された「法人税課税免除規定」改正案の内容と 2019 年 4 月 23 日に予告された内容(台湾税務および投資法令アップデート 2019 年 5 月号を参照)との主な違いは、予告では「台湾内で購買し台湾内で販売する」場合は免税にならないとされていますが、公布された改正案では、「台湾内で購買し台湾内で販売する」場合の制限が緩和され、一定条件下では免税の適用が可能となっています。
2. 営利事業者は、①所得年度の翌会計年度の 3 ヶ月目終了日まで(12 月決算でいうと 3 月 31 日まで)に、②物品の購買、輸入、貯蔵または運送業務に関する計画書等の関連書類を添付し、③自由貿易港区の管理機関に課税免除資格適合証明書の発行を申請したうえで、④期日内に法人税決算申告((12 月決算でいうと 5 月)を行う際に、⑤会計士レビュー済みの租税奨励表および関連証明書類等を添付してから、課税免除規定を適用することができます。なお、決算申告期限満了後 1 ヶ月以内に、前記の租税奨励表を自由貿易港区の管理機関に提出することが必要です。
3. 上記の計画書は、台湾内外で行う業務活動で実行する機能、負担するリスクおよび使用する資産等について説明し、台湾内での活動が中核的、必要および重要ではないことを証明するほか、購買、輸入、貯蔵または運送業務が免税の範囲に該当することも併せて説明しなくてはなりません。また、審査機関は必要に応じてバリューチェーンによる貢献の分析の提示を営利事業者に要求することができ、上記の計画書およびバリューチェーンによる貢献の分析については会計士監査済みの報告書であれば、書面で審査・認可できます。
4. 改正前の免税対象は、外国、中国、香港およびマカオの営利事業者のみが含まれます。一方、改正後の条文では、適用対象は台湾外の営利事業者に限定しないほか、台湾での販売が台湾内外の売上高総額の 10% 以内という制限を削除しています。ただし、営利事業者が台湾内で準備的または補助的活動のみを行う場合に適用できると制限され、かつ実質的管理の場所(PEM)の所在地が判断の原則であるため、台湾内で主要業務を行う台湾営利事業者は、適用条件に符合しないと考えられます。
5. 改正後の条文では、営利事業者は販売する物品について個別に証明書の発行を申請し、免税を適用できることを認めています。仮に外国営利事業者が台湾に支店を有し、台湾内で他の業務活動を行っている場合、今後支店が本社より委託を受けて、自由貿易港区

で本社に協力して規定に符合する物品の購買、輸入、貯蔵または運送業務等を行う際、かつその業務活動について、本社と支店の営業項目をそれぞれ明確に分けられる場合は、当該業務活動は改正後の免税規定の適用を申請できると考えられます。

「会社または有限責任パートナーシップの知能機械および 5G システム支出の投資控除に関する規定」の制定

経済部・財政部が 2019 年 10 月 24 日付通達により、「会社または有限責任パートナーシップの知能機械および 5G システム支出の投資控除に関する規定」の制定を公布しました。正式に公布された「知能機械および 5G システム支出の投資控除」は草案と大きな違いはありません。その詳細は本紙 2019 年 9 月号の内容(予告された草案)をご参照ください。

PwC 台湾の見解：

1. 購入する知能機械は「新しいもの」に限られ、施行期限は 2021 年 12 月 31 日まで、また、5G システム関連設備および技術の施行期限は 2022 年 12 月 31 日までとなります。台湾内の購入の場合は、統一発票の発行年度に基づき認定され、海外からの輸入の場合は、支払年度に基づき認定されます。
2. 投資控除の申請は同一年度に 1 回のみとし、翌年度 1 月 1 日から 5 月 31 日までにインターネットで申請することになります。工業局は 12 月末までに審査し認可しますので、会社は申請後の審査結果に留意する必要があります。
3. 設備は生産(営業)場所に設置し自社使用でなくてはなりません。また、3 年以内に譲渡できず、使用目的を変更することもできません。

PwC 台湾の分析：

1. 知能機械および 5G システム支出の投資控除は、産業を問わず適用できますが、同一課税年度の投資金額が合計 NT\$100 万以上であれば申請可能で、また、ファイナンスリースで購入する場合も含まれます。全面的にデジタル化が進められている今、スマート製造への重要な転換期間を見極めるとともに、3 年間(または 4 年間)の租税優遇期間を活用することが望されます。また、産業創新条例第 23-3 条「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」と同時に適用すれば、節税効果が投資金額の 10% に達することが期待されます。
2. 12 月決算以外の会社は、2018 年度の投資控除を追加申請することができます。例えば、3 月決算(会計年度 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)の場合、2019 年 1 月から 3 月までの知能機械への投資金額は、2020 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までにインターネットで追加申請したうえで、国税局に対し 2018 年度の投資控除金額の更生を請求することができます。

オーストラリアとの間の国別報告書の自動情報交換協定の締結について

移転価格監査準則によれば、多国籍企業グループの親会社所在地国において、国別報告書を提出する義務がある場合（連結売上高7.5億ユーロ相当以上）は、当該グループの台湾拠点は決算日後1年以内に台湾税務当局にも国別報告書を提出しなくてはなりません。ただし、親会社が母国で国別報告書を提出しており、なおかつ当該国と台湾が国別報告書の自動的情報交換に関する協定を締結している場合は、台湾子会社は提出不要となります。ニュージーランド、日本の2か国と台湾との間の国別報告書の自動的情報交換協定は発効済みですが、新たにオーストラリアと台湾との間の自動情報交換協定が締結されました。

PwC 台湾の見解：

日本およびニュージーランドの多国籍企業グループについては、2017年1月1日以後に開始する会計年度から、そしてオーストラリアの多国籍企業グループについては、2018年1月1日以後に開始する会計年度から台湾子会社による国別報告書の提出の免除対象となります。また、台湾と日本、台湾とオーストラリアとの間には、税務目的のための金融口座の自動情報交換協定が締結されており、2020年より自動的情報交換が行われます。

就業のため台湾で居留証を初めて許可される適用要件に「外国特定專業人材」

「外国專業人材招へいおよび雇用法」が2018年2月8日より施行され、台湾で専門的な仕事に携わり、なおかつ一定の条件に適合する外国特定專業人材については、初めて台湾居留が許可された等の条件に合致する場合には、給与所得のうち年間NT\$300万を超過する部分の半額を個人所得に算入しないとの優遇措置を享受できることが定められています。

これに関して、財政部は2019年10月28日に新たに解釈通達を公布し、外国人が本法施行前に初めて台湾で専門的な仕事に従事した場合、初めての招へい契約期間が「外国專業人材招へいおよび雇用法」施行前および施行年度(2018年度)をカバーし、かつ当該契約期間に外国特定專業人材として認定されたものは、上記の条件を満たすものと認められることが明らかにされました。当該外国人は関連証明書類(例えば、外国特定專業人材招へい許可または就業ゴールドカード等)を添付し、個人所得税申告時に所得税減免適用を申請することができます。

外国特定專業人材の所得税減免規定に関しては本紙2018年2月号をご参照ください。

会社法・証券管理に関する法律

取締役選任時に複数人に分けて投票する場合、選出する取締役人数を上限とする

経済部は2019年10月25日に経商字第108000860000号通達を公布し、会社が会社法第198条第1項「株主総会において取締役を選任する場合は、株主は1株ごとに選出される取締役の人数と同数の選挙権を有し、これを集中して1人に投票する、または複数人に分けて投票することもできる。選挙権を代表する得票数の多い者が取締役に当選する」という規定により取締役を選任する際、1株ごとの選挙権は選出される取締役の人数に基づき計算され、複数人に分けて投票する場合も同じ原則に基づき、選出される取締役の人数を上限とする、との解釈を示しました。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.